各位

公益社団法人北海道観光振興機構 会 長 小 磯 修 二 (公印省略)

「アフターコロナに向けた滞在コンテンツ開発事業」の委託に係る 企画提案の公募について

拝啓時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしま したので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「アフターコロナに向けた滞在コンテンツ開発事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書10.(1)に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明締切 : 令和4年6月24日(金)17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※詳細は、企画提案指示書を参照してください)

- 4. 今後のスケジュール
- (1) 参加表明締切 令和4年6月24日(金)17時
- (2) 企画書提出締切 令和4年7月 8日(金)17時
- (3) 企画審査会 令和4年7月 中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和4年7月 下旬予定
- 5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

以 上

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

地域支援本部 地域観光部 担当:亀山 電話:011-231-0941 fax:011-232-5064

E-mail: m_kameyama@visithkd.or.jp

1. 委託業務名

「アフターコロナに向けた滞在コンテンツ開発事業」委託業務

2. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大以前の北海道訪日外国人旅行者は、延宿泊数の7割以上が道央圏に集中し、出入国者数の9割以上が新千歳空港を利用していることから、滞在先としては道央圏とその他の地域との格差が大きくなっていた。また、近年の旅行形態としては、個人手配による旅行者が年々増加しており、団体パッケージツアーが減少している。

コロナ前からのコト消費の伸びに加え3密回避が求められる状況下、コロナ収束後の旅行需要は、北海道内地方部での長期滞在型観光に変化し、キャンプなどのアウトドアや自然・文化・暮らし体験コンテンツの豊富な道北・道東圏への観光需要が高まると予想される。

本事業では、コロナ収束後を見据え、滞在先として地域格差の大きい北海道の訪日外国人旅行者を、道央圏から道北・道東圏へ広域分散化させるために、道内6地域の特性に合わせた滞在コンテンツ及び、旅行商品の創出を行う。また、団体パッケージツアーの来訪によるオーバーツーリズムの影響で、地域住民の生活や自然環境に影響している地域があり、地域の受入体制に見合った持続可能なコンテンツ開発も必要となっているため、自然豊かな道北・道東圏での密を避けた多様な滞在コンテンツを造成し、訪日外国人旅行者の滞在先の広域分散化を図り、アフターコロナに向けて従来型ではない多種多様な訪日旅行需要(新たな旅のスタイル)の掘り起しを行う。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約 ※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)28,800千円

6. 事業実施概要

「新たな旅のスタイル」の普及促進を目的に、事業内容について対象となる地域へのヒアリング 等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、以下に例示する業務を基本とした事業を実施する こと。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上 で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加する ことも可能とする。

(1) 事業対象地域

北海道内6地域(上川、石狩、後志、オホーツク、十勝、釧路の各(総合)振興局の管轄区域)

(2) 連携する自治体・DMO と役割

地域	自治体	地域連携 DMO	地域 DMO
上川	旭川市、上川町、富良野市、美瑛町、東川町	大雪カムイミンタラ DMO、 ふらの観光協会	丘のまちびえい活性化 協会、大雪山ツアーズ
石 狩	札幌市、千歳市	千歳観光連盟	
後志	倶知安町、ニセコ町	ニセコプロモーションボード	倶知安観光協会
オホーツク	網走市	ひがし北海道自然美への道 DMO	網走市観光協会
十勝	帯広市	デスティネーション十勝、 ひがし北海道自然美への道 DMO	
釧路	釧路市	釧路観光コンベンション協会、 ひがし北海道自然美への道 DMO	阿寒観光協会まちづく り推進機構
役 割	DMO との調整、検討会議 及び受入環境整備セミナ ーの共催と参加	検討会議により現状課題の改善、 起こし、地域の受入れ体制整備	滞在コンテンツの掘り

(3) メインターゲット

 対象国 台湾・香港・タイ

② メインターゲット属性

ア. 年代: 20~40歳代

イ.収入:アッパーミドル以上

ウ. 嗜好:親日家・自然体験派

エ. 旅行形態:個人手配・少人数(ひとり旅・夫婦・友人)・リピーター・長期滞在

(4) 事業実施ステップ

- ① 道内地域関係者(自治体、DMO等)、観光事業者とアフターコロナに向けた滞在コンテンツ 造成に向けた検討会を行う(道内6地域×各1回)。
- ② ターゲット国の OTA、旅行会社とのアフターコロナに向けた滞在コンテンツのニーズを把握するためのオンライン検討会議を実施。
- ③ 「新たな旅のスタイル」としての滞在コンテンツの造成(北海道の着地型旅行商品を取り扱う旅行会社が①に参加した地域の観光関係者や②の会議に参加したターゲット国の OTA、旅行会社と協議しながら"想定する造成予定コンテンツ"等の商品開発を行う)。
- ④ 現地 OTA、旅行会社関係者を招請(ファムツアー)し、地域視察及び滞在コンテンツの磨き 上げを行う(改善事項等の提言をもらう)。
- ⑤ 道内事業者向けに Google ビジネスプロフィール(旧マイビジネス)を活用した施設情報の整備を行うセミナーを開催し、外国人旅行者の利便性向上を図る。
- ⑥ 「新たな旅のスタイル」としての滞在コンテンツや旅行商品(滞在コンテンツに宿泊及び二次交通の組み合わせ)を市場へ流通させる。
- ⑦ 造成したコンテンツの販売状況や事業全体の取組内容の報告会を行う(道内 6 地域×各 1回)。

7. 事業実施内容

(1) 滞在コンテンツ造成事業

ワークショップ開催、体験型・滞在型コンテンツ等企画開発、旅行商品の企画開発を行う。

①コロナ収束後の滞在コンテンツ造成に向け、道内地域関係者と検討会・報告会を行う。

ア. 造成するコンテンツ

持続可能なアウトドア体験コンテンツ、ワーケーション及び長期滞在旅行者向けの滞在コンテンツ、地域の食コンテンツ、地域の歴史文化ガイドツアー等のコンテンツ、密を避けた 移動手段と組合せた複数滞在コンテンツ造成。

イ. 検討会

道内6地域(上川、石狩、後志、オホーツク、十勝、釧路)の自治体、観光協会、DMO、観光事業者、着地型旅行商品を造成する道内旅行会社等が参加し、アフターコロナに向けた滞在コンテンツ造成に向けて、現状把握・課題抽出・観光資源の洗い出し・アイディア出し等を行う(各地域1回)。

ウ. 報告会

道内6地域(上川、石狩、後志、オホーツク、十勝、釧路)の自治体、観光協会、DMO、 観光事業者、着地型旅行商品を造成する道内旅行会社等が参加し、造成したコンテンツの販 売状況や各市場のユーザーからの反応等をフィードバック(各地域1回)。

- ②ターゲット国の OTA・旅行会社とオンラインにて検討会議を行い、滞在コンテンツを造成する ために各マーケットの旅行者の嗜好や、現状のニーズ等をオンライン会議にてヒアリングを行 う(台湾、香港、タイ各1回、計3回)。
- ③上記の取組①、②を踏まえて滞在コンテンツ及び旅行商品の造成を行う。 道内の着地型旅行商品を取り扱う旅行会社、旅行商品流通環境整備事業で招請(ファムツアー)した旅行会社が取組①に参加した観光関係者と協議のうえ旅行商品を開発する。

(2) 受入環境整備事業

地域事業者のスキルアップセミナーを実施する。

北海道でも道央圏以外の訪日外国人旅行者が少ない地域の観光事業者は、Google ビジネスプロフィール(Google 検索結果で表示される観光事業者の施設情報)のほとんどが日本語表記のみで多言語対応していない状況である。コロナ後の感染症対策の情報や本事業の滞在コンテンツの情報を多言語で掲載することで、ターゲット国からの情報検索の利便性向上を図る。

① 外部専門家を講師として招聘し、観光事業者(観光施設や滞在コンテンツの提供事業者)自身での Google ビジネスプロフィールの施設情報の登録及び更新の多言語化を目的とした講習会を開催する。登録マニュアルを作成し、講習後は観光事業者が情報の多言語化(中国語(繁体字)、タイ語、英語)を独力で出来るようにし、持続的に活用できるようにする事(観光事業者自身が Google マップ上への施設表示・施設情報の更新を行う事で、閲覧ユーザーの特徴や口コミ情報の分析が可能となり、コロナ後の外国人集客UP及び継続的な来訪に繋げる)。

(3) 旅行商品流通環境整備事業

販路開拓のための旅行会社の招請及び、旅行会社との商談後、OTA へ掲載する。

① 台湾、香港、タイの FIT (個人旅行パッケージ) 商品や、テーマ旅行商品を扱う旅行会社を招請し、北海道の道北や道東ならではの滞在コンテンツや長期滞在旅行者向けのコンテンツを広

域で視察し、多種多様な滞在旅行商品の販路開拓を行う。なお、新型コロナウイルス感染状況により、海外からの招請が難しい場合には、ターゲット国の OTA 及び旅行会社に商品提供を行っている日本国内の旅行会社やランドオペレーターを招請する(道央・道北・道東圏 各1回、計3回)。

② 台湾、香港、タイで販売力のある OTA へ造成したコンテンツを掲載し、販売を行う。

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット:滞在コンテンツ造成件数 12件(道内6地域計)

アウトカム : 滞在コンテンツ利用件数 9件(3ヶ国×3件)

滞在コンテンツのサイト閲覧数 1,800PV (50PV×12 コンテンツ×3 ヶ月)

予約販売期間 2022年12月~2023年2月

② 受入環境整備事業

アウトプット:セミナー開催数 6回(道内6地域×各1回)

セミナー参加者数 総計60名

アウトカム : 本事業で整備した 12 件の施設の Google 検索経由での閲覧数 5%増

セミナー後、Google マイプロフィールを多言語化する受講者の施設数 12件

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット: R4年に造成した旅行商品の掲載数6件(各1件×6社、OTA・旅行会社へ掲載)

招請旅行会社等の数 6人(各国2社×3ヶ国)

旅行商品造成数 6件(各社1件×6社)

※参考(日本人向けOTA) 国内 OTA に掲載する商品数 3 件

アウトカム : R4 年に造成した旅行商品の予約販売数 9 件(3 件×3 ヶ月)

旅行商品のサイト閲覧数 900PV (50PV×6 商品×3 ヶ月)

予約販売期間 2022年12月~2023年2月

※参考(日本人向けOTA) 国内 OTA での予約販売数 15 件 (5 件×3 商品)

<u>※旅行商品流通環境整備事業について、ターゲット国の入国が解除されない場合は、国内在住</u> 日本人への販売も可とする。

- (5) 旅行者の混雑や密の低減への対応
 - ① 一般社団法人日本旅行業協会の「新型コロナウイルス対応ガイドライン」や体験教室向け新型 コロナウイルス対策ガイドラインへの対応
 - ② 新北海道スタイルの「新しい生活様式」に準じ、視察先や体験先での「北海道コロナ通知システム」の活用
- (6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

8. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、 又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。 ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法 人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号) 第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停 止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、 この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3) の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること(企画提案応募条件等)。

9. 審查基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

10. 事業者決定までのスケジュール

令和4年(2022年)6月24日(金)17時 参加表明 締切

令和4年(2022年)7月 8日(金)17時 企画提案書 提出期限

令和4年(2022年)7月 中旬 企画提案の審査(審査会)

令和4年(2022年)7月 下旬 委託事業者決定・契約

令和5年3月10日(金)全事業終了後、速やかに事業報告書作成・提出、精算を行う。

※ 本企画提案について説明会は開催せず、質疑についてはメールでの受付、回答とする。

11. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和4年(2022年)6月24日(金)17時 締切
 - ※ 特に様式はなく、メール本文で可(E-mail: m_kameyama@visithkd.or.jp)とするが、以下の① ~⑥の内容を記載のこと。
 - ①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス
 - ※ コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①~⑥の内容を記載のこと。
- (2) 提出期限 令和4年(2022年)7月 8日(金)17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1階 公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部 地域観光部(担当:亀山)
- (4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)
 - ① 郵送の場合、提出期限までに到着しないものは受理しない。
 - ② 提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM 等の記録媒体 など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企 画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は 全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績 提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
 - ② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を

<u>記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、</u>「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール 委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

4 見積書

- ア. 本企画提案指示書 7. 事業内容に記載している(1)~(3)の事業で明示している項目に沿って 実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成すること。
- イ. 各見積明細は、人件費・宿泊費・交通費・謝金等を含む税込金額とすること。
- ウ. 見積明細毎の経費内訳(人件費・宿泊費・交通費・謝金・コロナ対策費・体験料・施設入場料・システム運営費・備品使用料等)を別紙で提出すること。

見積書(例) (単位:円、税込)

合	 計				xx,xxx,xxx
5.調整額					\triangle x,xxx,xxx
4.一般管理費		xxx,xxx	1	式	x,xxx,xxx
商品流通·販売(OTA、旅行会社)	掲載費	xxx,xxx	6	社	x,xxx,xxx
現地 OTA・旅行会社等の招請及び磨上げ	招請費	xxx,xxx	6	人	x,xxx,xxx
3.旅行商品流通環境整備					
受入環境整備 (Google ビジネスプロフィール講習会)	セミナー開催	xxx,xxx	6	□	x,xxx,xxx
2.受入環境整備					
滞在コンテンツ 12 件・旅行商品 6 件の 企画造成	企画開発	xxx,xxx	18	件	x,xxx,xxx
現地 OTA、旅行会社とのニーズ検討会議	WEB 会議	xxx,xxx	3	市場	x,xxx,xxx
検討会(専門家の活用)・報告会 道内 6 地域×2 回	課題共有、 意見交換	xxx,xxx	12	回	x,xxx,xxx
1.滞在コンテンツ造成					
項目	費目	単価	数量	単位	計

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

13. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

14. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理 を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振 興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

15. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当:亀山

電話:011-231-0941 FAX:011-232-5064

E-mail: m_kameyama@visithkd.or.jp